

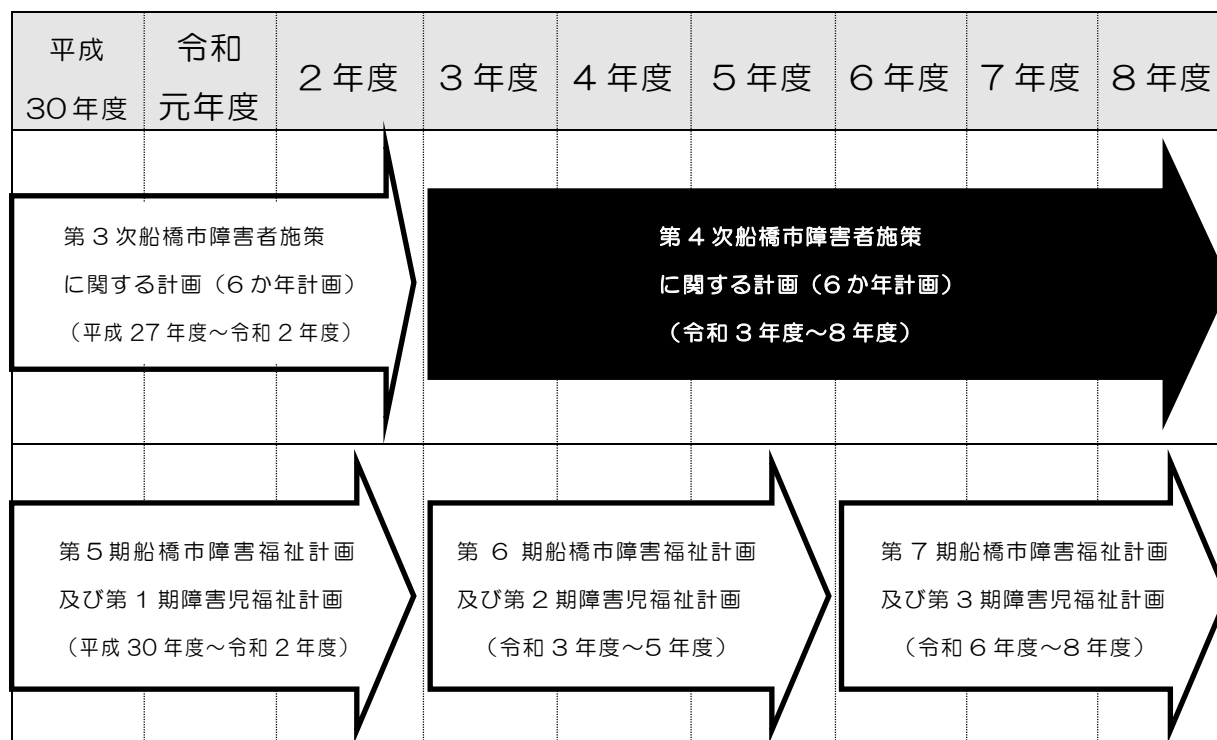
第 4 次船橋市障害者施策に関する計画について

1 計画策定の趣旨・位置づけ

- 障害者基本法第 11 条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策に関する最も基本的な計画。
- 現計画である「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」（平成 27 年度～令和 2 年度）の期間満了に伴い、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、令和 3 年度からの「第 4 次障害者施策に関する計画」を策定する。
- 障害者基本法や国の障害者基本計画を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」、上位計画となる「船橋市地域福祉計画」や関連計画である「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との整合性を図る。

2 計画の期間

- 令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 か年計画。
- 「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図る。



3 計画の構成について

○国の第4次障害者基本計画（平成30年3月）及び第3次船橋市障害者施策に関する計画をもとに構成する。

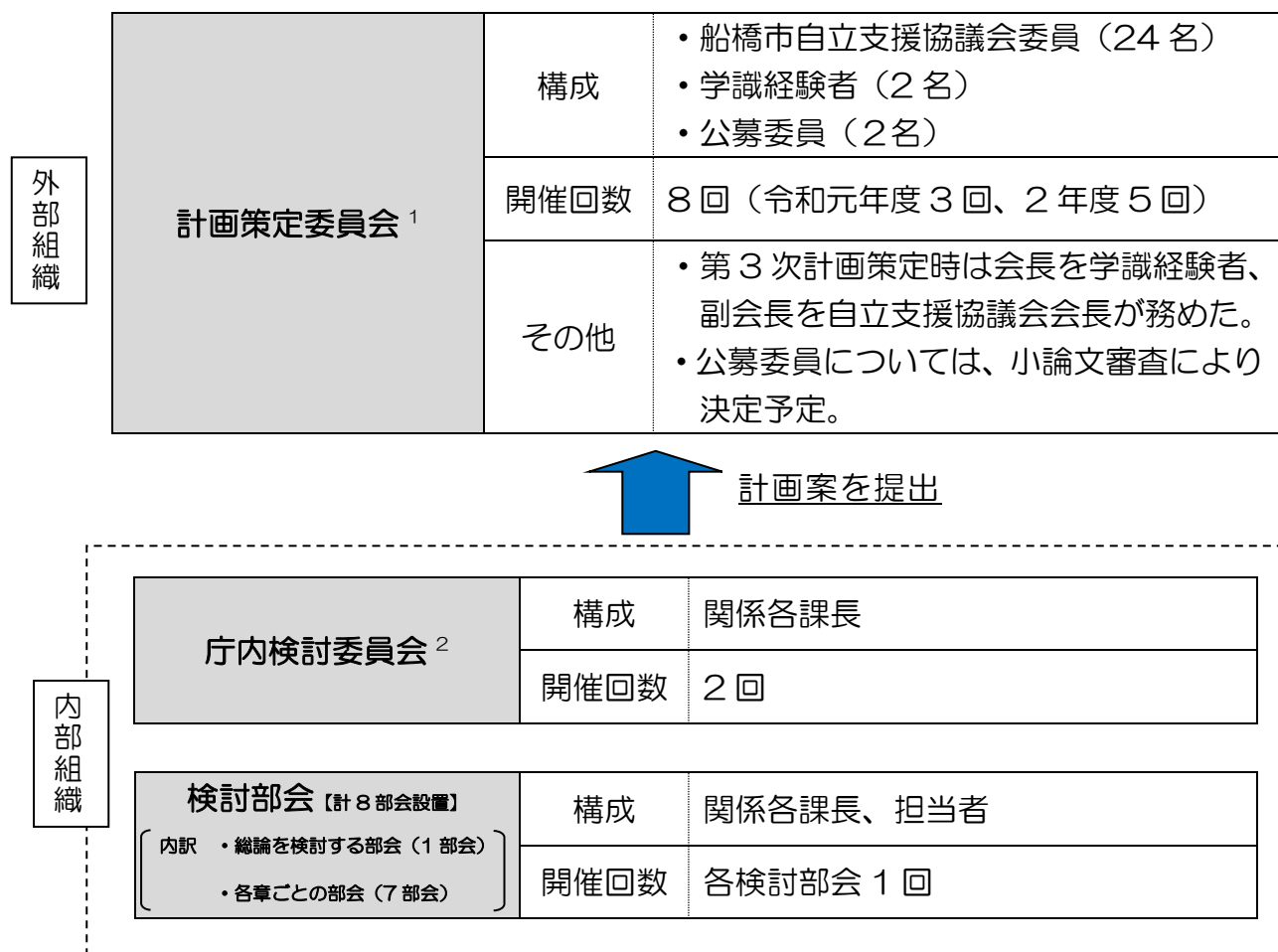
＜計画構成案＞

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって
	第2章 障害者を取り巻く現状
	第3章 基本理念・重点課題
	第4章 推進体制
第2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消、権利擁護の推進
別表	推進体制の取り組み
	成果目標

4 計画策定体制について

○計画策定に際しては、外部組織として「計画策定委員会¹」、内部組織として「庁内検討委員会²・検討部会」を設置する。

○「庁内検討委員会²・検討部会」で検討した計画案を「策定委員会¹」に提出し、「策定委員会¹」において協議を行い、計画を策定する。



¹ 計画策定委員会：第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会

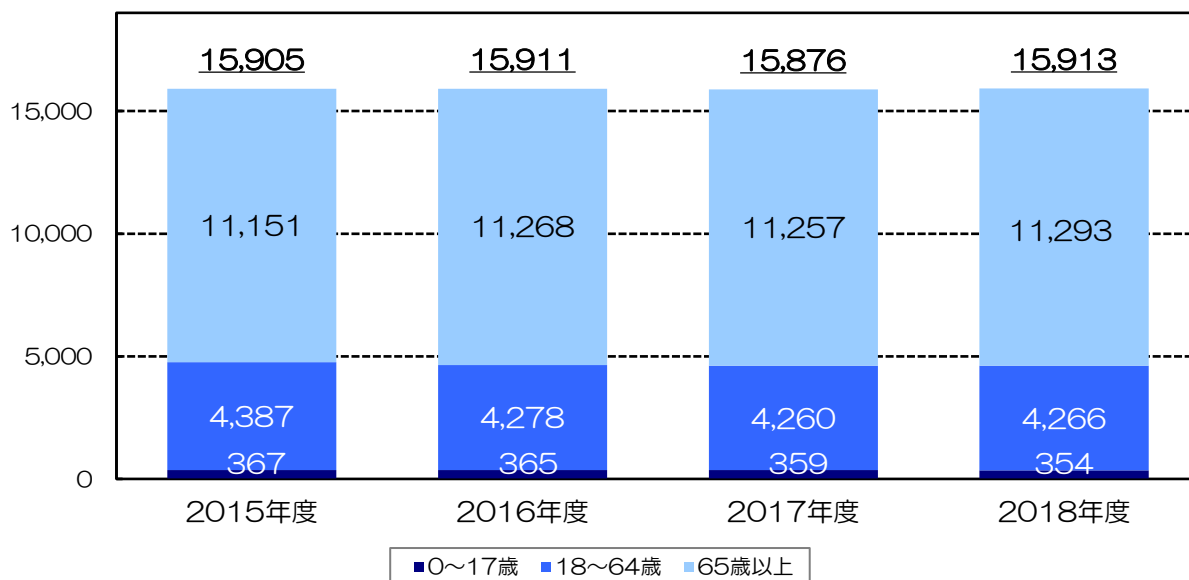
² 庁内検討委員会：第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会

5. 船橋市障害児者の状況

(1) 手帳所持者数³の推移

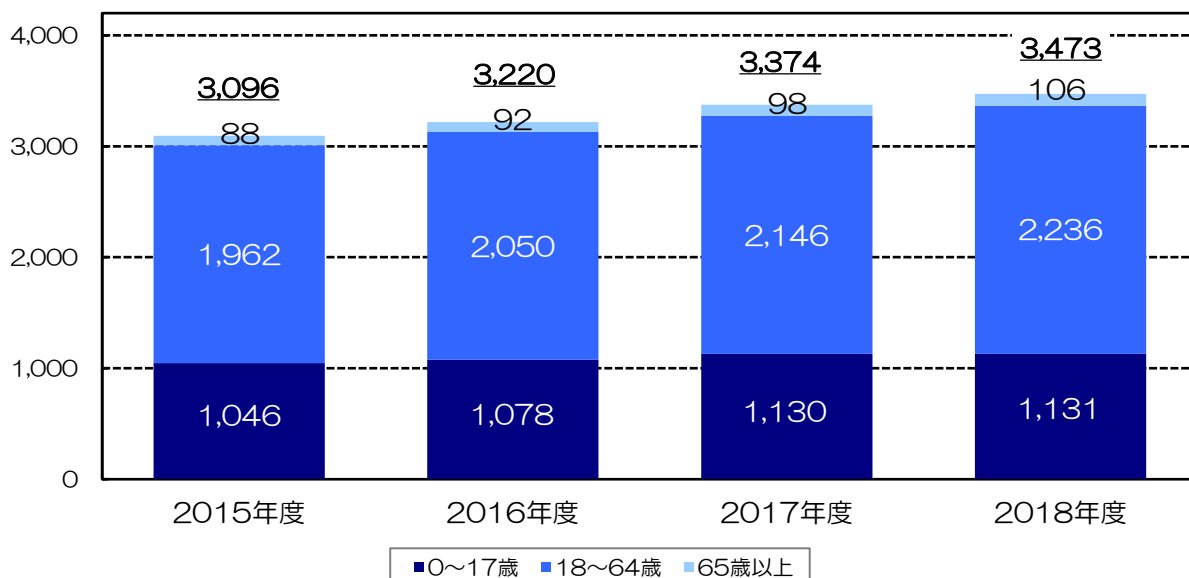
①身体障害者手帳所持者数

船橋市における身体障害者手帳所持者数は 2018 年度末で 15,913 人です。



②療育手帳所持者数

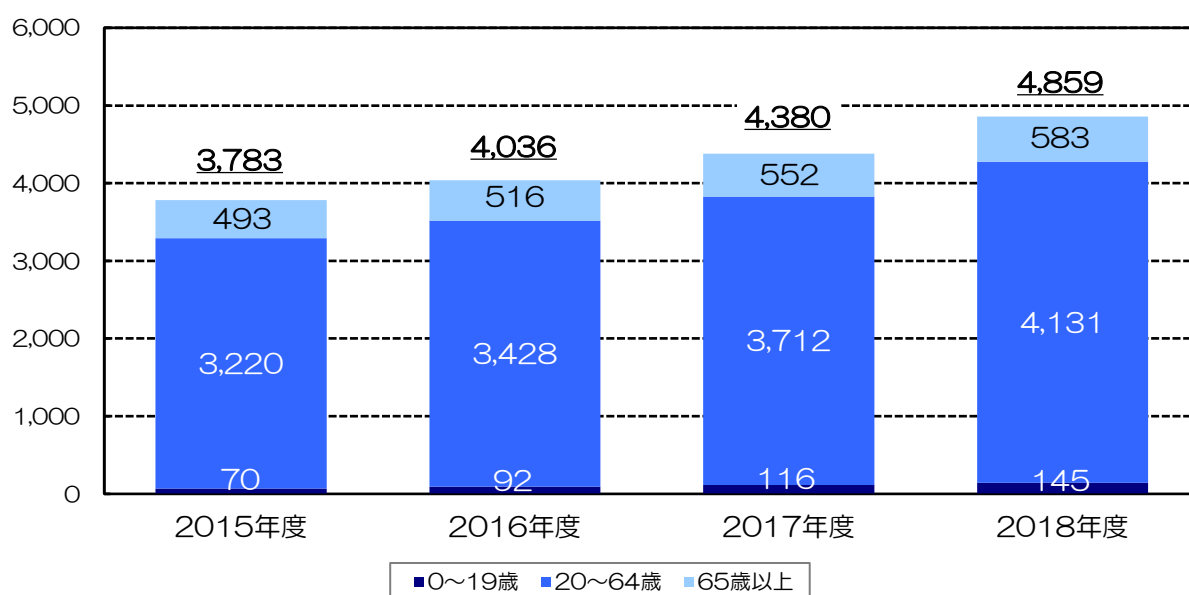
船橋市における療育手帳所持者数は 2018 年度末で 3,473 人です。



³手帳の所持者数は、その年度の3月31日時点の数値。

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

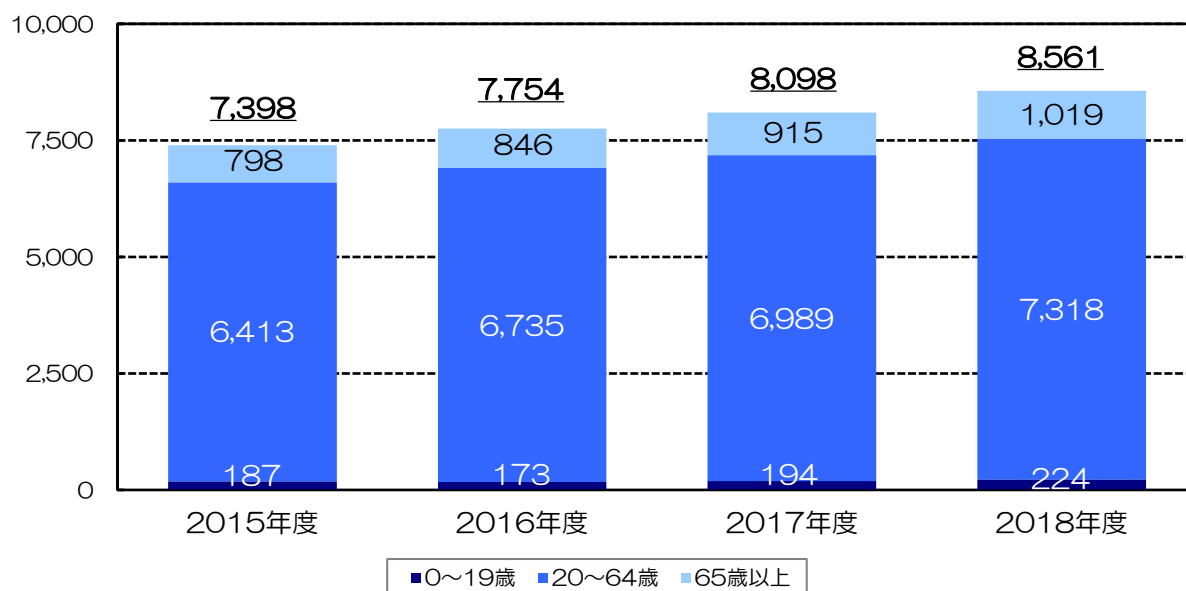
船橋市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2018 年度末で 4,859 人です。



（２）医療費助成制度の受給者証所持者数^４の推移

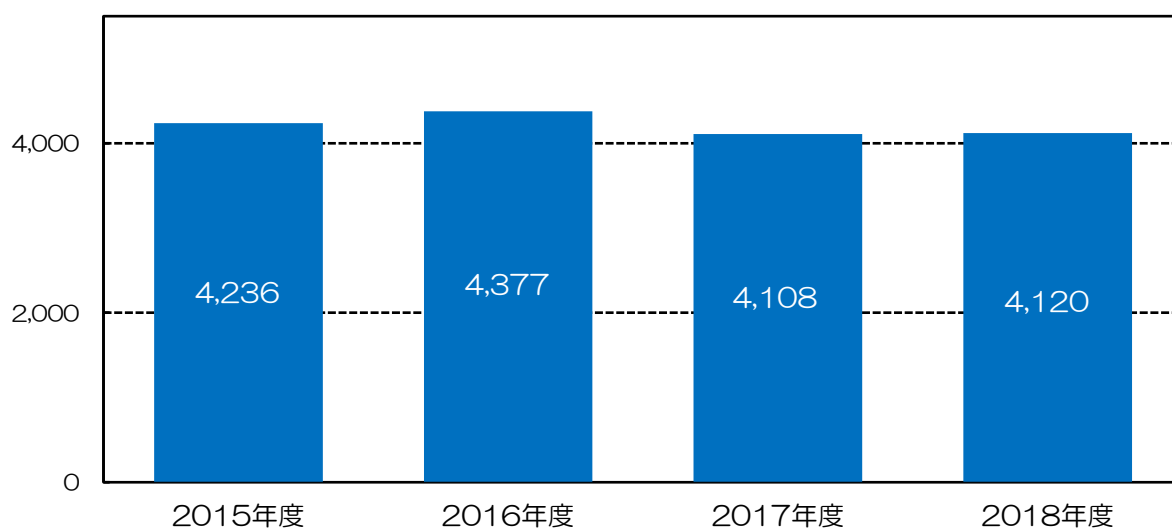
①自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数

船橋市における精神通院受給者証所持者数は 2018 年度末で 8,561 人です。



②指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

船橋市における指定難病医療費助成制度の受給者数は 2018 年度末で 4,120 人です。



^４その年度の 3 月 31 日時点の数値。

6 計画の策定スケジュール

		スケジュール
令和元年度	10月	
	11月	●第1回 計画策定委員会 (委嘱式、計画策定趣旨、スケジュール等説明)
	12月	●第2回 計画策定委員会 (計画構成・総論説明(基本方針、重点課題等))
	1月	
	2月	●第3回 計画策定委員会(分野別施策について①)
	3月	
令和2年度	4月	
	5月	●第4回 計画策定委員会(分野別施策について②)
	6月	
	7月	●第5回 計画策定委員会(分野別施策について③)
	8月	
	9月	●第6回 計画策定委員会(分野別施策について④)
	10月	
	11月	●第7回 計画策定委員会(全体見直し)
	12月	パブリック・コメント
	1月	●第8回 計画策定委員会 (パブリック・コメントを受けての見直し等)
	2月	計画策定

※スケジュールは今後変更する場合があります。